

(様式 5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	薬務衛生課
法令名	覚醒剤取締法	根拠条項	11-1	許認可等の内容	指定証の再交付	
<p>○覚醒剤取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十六年六月三十日) (法律第二百五十二号)</p> <p>第十一条 指定証を毀損し、又は亡失したときは、覚醒剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは十五日以内に、覚醒剤製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤施用機関の開設者又は覚醒剤研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。</p>						